

岩手県告示第117号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年1月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社藤建工匠
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字土沢306番地2
 - ウ 代表者の氏名 齊藤金四郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第5879号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年1月25日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年1月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 新田建築
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市稲瀬町前田104番地
 - ウ 代表者の氏名 新田福治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6369号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年1月24日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年1月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ほのぼのホーム
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市有田町7番3号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤和恵
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第9625号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年1月25日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年2月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社三協医科器械
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町流通センター南一丁目7番7号
 - ウ 代表者の氏名 齊藤哲哉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9907号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年1月31日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4

号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成25年2月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ABEKEN

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大新町10番8号

ウ 代表者の氏名 小野寺一雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第20616号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年2月5日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。